

山梨県立中央病院二次救急処置室設置工事 仕様書

1. 件名及び施工場所

件名：山梨県立中央病院二次救急処置室設置工事

施工場所：病院住所：山梨県甲府市富士見1丁目1番1号

山梨県立中央病院 1階医師・看護師、宿直室エリア

2. 概要

本工事は、1階医師・看護師宿直室エリアを二次救急処置室に改修する建築工事、電気設備工事、給排水設備工事、空調設備工事である。

本契約には上記工事に関する実施設計業務と法に基づく建築確認申請、許可申請、工事中の建築物の仮使用申請手続きを含む。

3. 工事にあたっての注意事項

- 1) 工事は建築・電気・設備の実設計後の図面に基づいて行うこと。
- 2) 作業内容、充電範囲等の確認を十分に行い、事故を起こさないように細心の注意を払って行うこと。
- 3) 本業務に必要なもの（水、電気等以外）は、乙が用意すること。
- 4) 作業現場の整理整頓に努めること。
- 5) 作業にあたって必要となった軽微な材料などは、本契約に含まれるものとする。
- 6) 作業前には工事計画書、工事体制台帳、機器承認図等の必要書類の作成をすること。
- 7) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

4. 保証期間

本業務における保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日から12ヶ月とする。

5. その他

- 1) 作業が完了したときは、完成図書等の報告書類を2部速やかに提出すること。
- 2) 乙は作業中の記録として適宜写真を撮影し、完成図書等に添付すること。
- 3) 作業時には必要に応じて養生、仮設等を行うこととする。
- 4) 作業により生じた発生品、その他残材等は乙が責任を持って処分すること。
- 5) その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。